

23 日 獣 発 第 325 号  
平成 24 年 2 月 1 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会 長 山 根 義 久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 試験研究材料に関する動物検疫における輸入手続きの徹底について

このことについて、平成 24 年 1 月 25 日付け 23 動検第 996 号をもって、農林水産省動物検疫所長から別添写しのとおり通知がありました。

このたびの通知の内容は、①先般、野生偶蹄類動物由来の糞便が、海外から輸入検査を受けずに我が国に持ち込まれ、試験研究材料に供されていた不適切な事例が確認されたこと、②また、稲わらについて、国際郵便（EMS）により、動物検疫の手続きを行わずに試験研究用に輸入した不適切な事例が確認されたこと、③これらの事例は、関係者の動物検疫制度に対する理解が不十分であったことが確認されたこと、ついでには、本会あて、このような事例が発生することのないようくれぐれも注意し、家畜伝染病予防法についての理解を更に深めるとともに、指定検疫物を持ち込む際には、あらかじめ最寄りの動物検疫所へ問合せよう、関係者等への周知方依頼されたものです。

貴会関係者に周知方お願いします。

記

<農林水産省動物検疫所ホームページ>

URL : [http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/im\\_for\\_research.html](http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/im_for_research.html)

本件内容の問合せ先  
日本獣医師会事業担当 長野  
TEL 03-3475-1601



23動検第996号  
平成24年1月25日

社団法人日本獣医師会 会長 殿

農林水産省動物検疫所長



### 試験研究材料に関する動物検疫における輸入手続きの徹底について

貴会におかれましては、日頃から動物検疫業務に御理解・御協力いただきありがとうございます。

我が国は、海外から輸入される動物、畜産物等を介して口蹄疫等の家畜の悪性伝染病が国内に侵入することを防止するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき動物検疫措置を講じております。

さて、このような中、先般、野生偶蹄類動物由来の糞便が、海外から輸入検査を受けずに我が国に持ち込まれ、試験研究材料に供されていた不適切な事例が確認されました。また、稲わらについて、国際郵便（EMS）により、動物検疫の手続きを行わずに試験研究用に輸入した不適切な事例が確認されました。

これらの事例については、これまでに原因究明及び改善措置を講じてきたところですが、その中で、これらは、関係者の動物検疫制度に対する理解が不十分であったことが確認されました。このような事例は、同法に違反するだけでなく、我が国への口蹄疫等の家畜の悪性伝染病の侵入リスクを高めるものであり、極めて遺憾な問題です。

我が国では動物検疫の対象となるものを「指定検疫物」（別添）として定めており、これらを輸入する場合は、その量や用途にかかわらず、試験研究用であっても必ず輸入検査を受けていただく必要があります。具体的には、家畜の伝染性疾患の病原体、野生動物を含む動物由来の肉・臓器・皮・毛・血液・糞、穀物のわらや乾草等を国内に持ち込む場合には、動物検疫の輸入検査が必要となります。

については、貴会におかれましては、このような事例が発生することのないようくれぐれも御注意いただき、家畜伝染病予防法についての理解を更に深めていただくとともに、指定検疫物を持ち込む際には、あらかじめ最寄りの動物検疫所へお問い合わせいただきますよう、関係者等への周知方よろしくお願いいたします。



【別添】

指定検疫物（家伝法施行規則第45条抜粋）

第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

一 次に掲げる動物及びその死体

イ 偶蹄類の動物及び馬

ロ 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ハ 犬（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ニ 兎（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ホ みつばち（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

二 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

三 第一号の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器

四 第一号の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿

五 第一号の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉

六 第三号の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン

七 第四十三条の表の上欄に掲げる地域（その地域に属する諸島を含む。）から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草

八 法第三十六条第一項 ただし書の許可を受けて輸入する物